

高 第 1011 号の 9  
令和 2 年 6 月 18 日

各高齢者福祉施設長  
様  
各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

緊急事態宣言解除後における新型コロナウイルス感染防止対策  
の再徹底等について（6月18日）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、緊急事態宣言が解除された後は、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく旨が示されており、都道府県では、「概ね3週間ごと（例えば、①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和する」旨が示されています。これを受けて、本日（18日）、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を別添のとおり改定しました。

全ての各高齢者福祉施設・介護サービス事業所におかれましては、引き続き、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、利用者や職員の健康管理の徹底、「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避等、厚生労働省事務連絡等に基づく感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業を実施いただきますよう改めてお願いいたします。

また、入所施設等での面会に関して、現時点で国の通知等の内容に変更はありませんので、引き続きその内容等に留意しつつ、入所施設等で面会を実施する場合は、面会者からの感染を防ぐため、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底した上で実施するとともに、オンライン面会の活用等、感染防止のための工夫をいただきますようお願いいたします。

高齢政策課介護基盤整備班 電話（代表）：078-341-7711 通所系、訪問系：3107、2944、2945、2733 施設系                ：2950、2951、2943 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp
--